

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-32)

施策名	目標7-1 公害健康被害対策(補償・予防)					
施策の概要	公害に係る健康被害について、公害健康被害の補償等に関する法律(以下、「公健法」という。)に基づき認定患者への公正な補償給付等の実施を確保するとともに、公健法による健康被害予防事業を推進し、さらに地域人口集団に係る環境汚染による健康影響の継続的監視等を行うことで、迅速かつ公正な補償並びに被害の予防及び健康の確保を図る。					
達成すべき目標	公健法に基づく公正な補償給付を迅速に行う。公健法による健康被害予防事業、公害保健福祉事業、環境保健施策基礎調査を推進し、被害の未然防止及び健康の確保を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	9,947	9,639	9,442	9,233
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	9,947	9,639	9,442	-
執行額(百万円)	9,911	9,592	9,406	-		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	1 公健法に基づく補償給付の支給の進捗状況	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
		公健法による被認定者に対し、公害の影響による健康被害に係る損害を填補するために、療養の給付、障害補償費等の補償給付を着実に支給。					年度	-	
	2 公害健康被害予防事業の参加者に対して実施するアンケートにおける事業満足度(5段階評価のうち上位2段階までの評価を得た回答者の割合)	基準	実績値					目標	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	○
		-	86.5%	89.3%	88.9%	88.0%	91.2%	80%	
	年度ごとの目標	-	80%	80%	80%	80%	80%	-	
	3 各地方公共団体が行うリハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業その他の事業(公害保健福祉事業)に参加した延べ人数の被認定者数に対する割合	基準	実績値					目標	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	○
		-	87.6%	87.4%	86.8%	82.9%	81.2%	80%	
	年度ごとの目標	-	80%	80%	80%	80%	80%	-	
	4 環境保健施策基礎調査の調査対象者数及び調査対象者の同意率(3歳児調査)	基準	実績値					目標	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	○
		-	87,389人 83.6%	87,072人 83.94%	85,882人 83.37%	84,105人 84.14%	集計中	60,000人及び75%	
	年度ごとの目標	-	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	-	
	5 環境保健施策基礎調査の調査対象者数及び調査対象者の同意率(6歳児調査)	基準	実績値					目標	達成
年度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	○	
-		82,767人 86.0%	84,735人 87.07%	85,100人 87.31%	83,794人 85.07%	集計中	60,000人及び75%		
年度ごとの目標	-	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	-		

評価結果	(各行政機関共通区分) 目標達成	
	目標達成度合いの測定結果	(判断根拠)
	<p>①公害健康被害の補償等に関する法律(公健法)の被認定者への公正な補償給付、同法による健康被害予防事業の推進並びに環境汚染による健康影響の継続的監視等により、被認定者の補償を着実に実施するとともに、健康被害の予防及び健康の確保に努めた。</p> <p>②公害被害補償基礎調査は、公害診療報酬明細書を点検することによって、各自治体での審査状況について把握等を行い基礎資料の作成を行っているものであり、参考値として、入院外の公害診療報酬明細書1件あたりの金額が前年度に比べて大きく変化した自治体の割合を記載している。本調査を継続して行い、自治体にフィードバックすることで、公害診療報酬の不正請求の未然防止を含め、公害健康被害補償制度の円滑な実施運営を図ることに貢献した。</p> <p>③(独)環境再生保全機構が実施する公害健康被害予防事業については、第三期中期目標及び第三期中期計画に基づき、ぜん息等の患者、地域住民のニーズを的確に把握し、効果的かつ効率的な業務を行っている。当該計画において、事業参加者等へのアンケート調査の回答者のうち80%以上のものから満足が得られるようにするとの目標値が設定されているところ、当年度においても目標を達成した。</p> <p>④公害健康被害の補償等に関する法律第46条に基づき各地方公共団体が行うリハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業その他の事業については、当該事業に参加した者の延べ人数の割合が80%を超えることを目標とし、平成24年度から平成27年度までについては達成し、被認定者の健康確保に貢献した。</p> <p>⑤環境保健サーベイランス調査は、中公審査申及び公健法改正時の附帯決議に基づき、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を毎年、継続的に観察し、何らかの傾向が認められる場合には、その原因を考察し、大気汚染との関係が認められる際には、必要な措置を講ずることを目的としたものである。調査対象者数及び調査対象者の同意率について本調査の信頼性が確保できる数値を設定しており、毎年、信頼性のある調査を行い、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係に係る定期的・継続的な観察を行うことで、必要な処置を講ずる必要がないことを確認することに貢献した。</p>	
施策の分析	※モニタリング評価年度のため記載不要	
次期目標等への反映の方向性	【施策】	※モニタリング評価年度のため記載不要
	【測定指標】	※モニタリング評価年度のため記載不要

学識経験を有する者の知見の活用	補償給付については、指定疾病に係る専門家からなる認定審査会における審査をもって適正な給付を確保している。また、環境汚染による健康影響の継続的監視においては、臨床、疫学等の専門家からなる検討会において調査方法の妥当性、結果の評価を行っている。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	環境保健部 環境保健企画管理課 保健業務室	作成責任者名 (※記入は任意)	保健業務室長 倉持 憲路	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	-----------------------------	--------------------	-----------------	----------	---------

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-33)

施策名	目標7-2 水俣病対策					
施策の概要	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」等に基づき、水俣病被害者等の救済対策、水俣病発生地域の医療・福祉対策及び再生・融和・振興施策を推進するほか、水俣病に関する総合的研究を行うなど、水俣病問題の解決に資する施策を実施する。					
達成すべき目標	水俣病患者等への補償給付、水俣病発生地域の医療・福祉の充実と再生・融和・振興の推進等を通じ、水俣病問題の最終解決を図り、すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていける環境をつくる。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	15,410	15,291	15,516	16,340
		補正予算(b)	△ 446	△ 414	△ 21	-
		繰越し等(c)	△ 278	144	△ 46	
		合計(a+b+c)	14,686	15,021	15,449	
執行額(百万円)	14,517	14,066	14,612			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」及び同法に基づく「救済措置の方針」					

測定指標	①水俣病患者等に対する療養費の支給の進捗状況	実績値					目標値	達成	
		水俣病患者等に対する療養費を着実に支給					○年度	-	
	年度ごとの目標値						-	-	
	②水俣市の観光入込客数の増加	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		24年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	○
436,978			587,136	520,253	542,711	519,678	481,000		
年度ごとの目標		-	469,000	472,000	475,000	475,000			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり	
		<p>①「公害健康被害の補償等に関する法律」(昭和48年法律第111号)、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」(平成22年4月閣議決定)等に基づき、あつう限りの救済に向けて最大限の努力を行っているところ、療養費の支給については滞りなく着実に進められている。</p> <p>②「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」(平成22年4月閣議決定)に基づいて実施される地域振興施策によって、現在、観光入込客数は目標値を上回っているが、確実に目標を達成することで、引き続き、すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていける環境づくりを進めていく。</p>	
	施策の分析	※モニタリング評価年度のため記載不要	
次期目標等への反映の方向性	【施策】	※モニタリング評価年度のため記載不要	
	【測定指標】	※モニタリング評価年度のため記載不要	

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	環境保健部 特殊疾病対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	特殊疾病対策室長 佐々木 孝治	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	------------------	--------------------	--------------------	----------	---------

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-34)

施策名	目標7-3 石綿健康被害救済対策					
施策の概要	石綿の健康被害の救済に関する法律(以下、「石綿法」という。)に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。					
達成すべき目標	石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図る。また、石綿による健康被害に関する調査研究を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	695	700	696	706
		補正予算(b)				
		繰越し等(c)			(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	695	700	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	665	603	(※記入は任意)			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	1. 石綿法に基づく認定業務の進捗状況(療養者からの医療費等の申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数)	基準値	実績値					目標値	達成
		18年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	○
		173日	130日	115日	116日	106日	98日	120日	
		年度ごとの目標値	140日	140日	120日	120日	120日		
	2. 石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査の進捗	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	31年度	○
		-	-	-	-	1,928人に対して、保健指導や胸部CT検査等を行い、実務的な課題を抽出した。	1,936人に対して、保健指導や胸部CT検査等を行い、実務的な課題を抽出した。	健康管理の事業化を見据えた実務的な課題の抽出及び対応方策等に関する調査・検討を行う	
		年度ごとの目標	-	-	-	健康管理の事業化を見据えた実務的な課題の抽出及び対応方策等に関する調査・検討	健康管理の事業化を見据えた実務的な課題の抽出及び対応方策等に関する調査・検討		
	年度ごとの目標	-	-	-	健康管理の事業化を見据えた実務的な課題の抽出及び対応方策等に関する調査・検討	健康管理の事業化を見据えた実務的な課題の抽出及び対応方策等に関する調査・検討			
	3. 石綿による健康被害の救済に関する法律の施行状況の検討	年度ごとの目標	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
中央環境審議会「石綿健康被害救済小委員会」において、平成28年4月から計5回審議を行い、患者・家族の団体や専門家からヒアリングを実施した上で、現行制度の施行状況の評価・検討及び今後の方向性を整理した報告書「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」(平成28年12月)を取りまとめた。					28年度	○			
							法律の施行状況の検討及び必要な見直し		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成			
	施策の分析	※モニタリング評価年度のため記載不要			
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	※モニタリング評価年度のため記載不要		
		【測定指標】	※モニタリング評価年度のため記載不要		
学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿ばく露者の健康管理に関する検討会において、石綿ばく露者の健康管理の在り方について検討をいただいているところ。 ・中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会において、石綿健康被害救済法の施行状況及び今後の報告性について報告書を取りまとめたところ。 				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・第1期・第2期における石綿の健康リスク調査の主な結果と考察について(石綿の健康影響に関する検討会報告書(平成28年3月)) ・石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について(石綿健康被害救済小委員会(平成28年12月)) 				
担当部局名	環境保健部環境保健企画管理課石綿健康被害対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	石綿健康被害対策室長 岩崎 容子	政策評価実施時期	平成29年8月

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-35)

施策名	目標7-4 環境保健に関する調査研究					
施策の概要	近年様々な健康被害をもたらしていると指摘されており、国民的な関心は高いが因果関係は科学的には明らかにされていない環境因子について、調査研究を推進する。 ① 花粉症についての情報の提供を行い、花粉症の発症・増悪の予防を進める。 ② 黄砂の健康影響についての実態を明らかにし、必要に応じて適切な対応を検討する。 ③ 熱中症や紫外線、電磁界の健康影響について、科学的な知見を収集し、一般に普及啓発を行う。					
達成すべき目標	花粉症、黄砂の健康影響、熱中症や紫外線、電磁界の健康影響について調査研究を進めるとともに、一般への普及啓発をはかる。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	70	83	102	85
		補正予算(b)	-	-		
		繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	70	83	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	63	75	(※記入は任意)			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	①花粉飛散モデルによる予測総花粉量と実際の総花粉量の寄与率(R ²)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	×
		-	21.7%	73.0%	28.5%	46.2%	-	60%	
		年度ごとの目標値	-	60%	60%	60%	-	-	
	②黄砂による健康影響に係る調査対象者数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	○
		-	-	51	77	81	82	-	
		年度ごとの目標	-	50	100	80	80	-	
	③自治体からの希望に応じて作成した熱中症啓発資料(リーフレット2種、はがき、カード)単位:千部	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	-
		-	1,343	1,366	2,539	3,132	3,064	-	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	
	④アンケート回答自治体における暑くなる前から熱中症対策を行っている自治体の割合	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	△
		-	-	89.8%	99.2%	100%	98.6%	-	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ①:花粉の飛散量予測については、民間に普及してきたことから平成27年度で終了した。 ②:黄砂による健康影響に係る調査については、ぜんそく患者と黄砂飛散との関連性について調査を行っており、正確な結果を得るためには一定以上の調査参加者を確保する必要があることから、その人数を目標として設定した。目標に達成する人数を確保できた。 ③、④:熱中症に関する普及、啓発事業については、各自治体でどの程度熱中症に関する意識付けがなされているかどうかの指標として、自治体からの希望に応じて作成する熱中症普及啓発資料の部数及び都道府県、政令市、中核市、保健所政令市(アンケート対象自治体)における「暑くなる前からの熱中症対策実施割合」を指標として設定した。資料の作成部数が前年度と比較して増加していることや、全ての調査自治体が暑くなる前から熱中症対策を行っていることを踏まえると、各自治体において一定の意識付けがなされているものと考えられる。
	施策の分析	※モニタリング評価年度のため記載不要
	次期目標等への	【施策】 ※モニタリング評価年度のため記載不要

反映の方向性	【測定指標】 ※モニタリング評価年度のため記載不要
--------	---------------------------

学識経験を有する者の知見の活用	黄砂の健康影響については、有識者を集めたワーキンググループを開催した上で実施するとともに、「微小粒子状物質等疫学調査研究検討会」で進捗を発表している。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	平成28年度 黄砂による健康影響調査検討業務報告書
---------------------------	---------------------------

担当部局名	環境保健部 環境安全課	作成責任者名 (※記入は任意)	環境安全課長 瀧口 博明	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	-------------	--------------------	-----------------	----------	---------